

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	個人住民税関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊豆の国市は、個人住民税関連事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県伊豆の国市長

公表日

令和8年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税関連事務
②事務の概要	【事務の概要】 地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 課税原票の照会 ② 住民税課税情報の照会 ③ 課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④ 納税通知書等の出力 ⑤ 各種証明書の発行
③システムの名称	① 税務システム(個人住民税) ② 申告受付支援システム ③ 地方税電子申告支援サービス ④ 国税連携システム ⑤ 団体内統合宛名システム ⑥ 中間サーバー ⑦ 課税資料イメージ管理システム ⑧ 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 48の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊豆の国市役所 市民環境部 税務課 市民税係 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-2918 ファックス:055-948-2917 E-mail:zei@city.izunokuni.shizuoka.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊豆の国市役所 市民環境部 税務課 市民税係 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-2918 ファックス:055-948-2917 E-mail:zei@city.izunokuni.shizuoka.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を受け渡す際には、事前に暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 マイナンバー入りの書類を郵送する際には、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなどダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は静脈認証とパスワードによって制限しており、アクセス権限のない者に不正に利用されるリスクをなくしている。 また、一定時間離席する際はシステムのログアウト徹底している。 これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第7号 別表第二 27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二 27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	評価の再実施
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	事後	評価の再実施
		・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条(1項関係)、第2条(2項関係)、第3条(3項関係)、第4条(4項関係)、第6条(6項関係)、第7条(8項関係)、第8条(9項関係)、第10条(11項関係)、第12条(16項関係)、第13条(18項関係)、第14条(20項関係)、第16条(23項関係)、第19条(26項関係)、第20条(27項関係)、第21条(28項関係)、第22条(31項関係)、第22条の3(34項関係)、第22条の4(35項関係)、第23条(37項関係)、第24条(38項関係)、第24条の2(39項関係)、第24条の3(40項関係)、第25条(42項関係)、第26条の3(48項関係)、第27条(53項関係)、第28条(54項関係)、第31条(57項関係)、第31条の2(58項関係)、第31条の3(59項関係)、第32条(61項関係)、第33条(62項関係)、第34条(63項関係)、第35条(64項関係)、第36条(65項関係)、第37条(66項関係)、第38条(67項関係)、第39条(70項関係)、第40条(74項関係)、第43条(80項関係)、第43条の3(84項関係)、第43条の4(85の2項関係)、第44条(87項関係)、第44条の2(91項関係)、第45条(92項関係)、第47条(94項関係)、第49条(97項関係)、第49条の2(101項関係)、第51条(103項関係)、第53条(106項関係)、第54条(107項関係)、第55条(108項関係)、第58条(113項関係)、第59条(114項関係)、第59条の2の2(116項関係)、第59条の2の3(117項関係)、第59条の3(120項関係)、未制定あり(29項、71項、102項、115項関係)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条(1項関係)、第2条(2項関係)、第3条(3項関係)、第4条(4項関係)、第6条(6項関係)、第7条(8項関係)、第8条(9項関係)、第10条(11項関係)、第12条(16項関係)、第13条(18項関係)、第14条(20項関係)、第16条(23項関係)、第19条(26項関係)、第20条(27項関係)、第21条(28項関係)、第22条(31項関係)、第22条の3(34項関係)、第22条の4(35項関係)、第23条(37項関係)、第24条(38項関係)、第24条の2(39項関係)、第24条の3(40項関係)、第25条(42項関係)、第26条の3(48項関係)、第27条(53項関係)、第28条(54項関係)、第31条(57項関係)、第31条の2(58項関係)、第31条の3(59項関係)、第32条(61項関係)、第33条(62項関係)、第34条(63項関係)、第35条(64項関係)、第36条(65項関係)、第37条(66項関係)、第38条(67項関係)、第39条(70項関係)、第39条の2(71項関係)、第40条(74項関係)、第43条(80項関係)、第43条の3(84項関係)、第43条の4(85の2項関係)、第44条(87項関係)、第44条の3(91項関係)、第45条(92項関係)、第47条(94項関係)、第49条(97項関係)、第49条の2(101項関係)、第49条の2(101項関係)、第51条(103項関係)、第53条(106項関係)、第54条(107項関係)、第55条(108項関係)、第58条(113項関係)、第59条(114項関係)、第59条の2の2(116項関係)、第59条の2の3(117項関係)、第59条の3(120項関係)、未制定あり(29項、30項、102項、115項関係)		
令和4年3月1日	II しいき値判断項目	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	評価の再実施
令和5年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部 税務課	市民環境部 税務課	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	伊豆の国市役所 総務部 税務課 市民税係	伊豆の国市役所 市民環境部 税務課 市民税係	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	伊豆の国市役所 総務部 税務課 市民税係	伊豆の国市役所 市民環境部 税務課 市民税係	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	II しいき値判断項目	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和6年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【事務の概要】 地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書等の出力	【事務の概要】 地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書等の出力 ⑤各種証明書の発行	事後	評価書の見直しの実施
令和6年1月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①住民税システム ②申告受付支援システム ③地方税電子申告支援サービス ④国税連携システム ⑤団体内統合宛名システム ⑥中間サーバー ⑦課税資料イメージ管理システム ⑧eLTAXシステム	①税務システム(個人住民税) ②申告受付支援システム ③地方税電子申告支援サービス ④国税連携システム ⑤団体内統合宛名システム ⑥中間サーバー ⑦課税資料イメージ管理システム ⑧住民基本台帳ネットワークシステム	事後	評価書の見直しの実施
令和6年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 16の項	事後	評価書の見直しの実施

令和6年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二 27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二 27の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項	事後	評価書の見直しの実施
		・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条(1項関係)、第2条(2項関係)、第3条(3項関係)、第4条(4項関係)、第6条(6項関係)、第7条(8項関係)、第8条(9項関係)、第10条(11項関係)、第12条(16項関係)、第13条(18項関係)、第14条(20項関係)、第16条(23項関係)、第19条(26項関係)、第20条(27項関係)、第21条(28項関係)、第22条(31項関係)、第22条の3(34項関係)、第22条の4(35項関係)、第23条(37項関係)、第24条(38項関係)、第24条の2(39項関係)、第24条の3(40項関係)、第25条(42項関係)、第26条の3(48項関係)、第27条(53項関係)、第28条(54項関係)、第31条(57項関係)、第31条の2(58項関係)、第31条の3(59項関係)、第32条(61項関係)、第33条(62項関係)、第34条(63項関係)、第35条(64項関係)、第36条(65項関係)、第37条(66項関係)、第38条(67項関係)、第39条(70項関係)、第40条(74項関係)、第43条(80項関係)、第43条の3(84項関係)、第43条の4(85の2項関係)、第44条(87項関係)、第44条の2(91項関係)、第45条(92項関係)、第47条(94項関係)、第49条(97項関係)、第49条の2(101項関係)、第51条(103項関係)、第53条(106項関係)、第54条(107項関係)、第55条(108項関係)、第58条(113項関係)、第59条(114項関係)、第59条の2の2(116項関係)、第59条の2の3(117項関係)、第59条の3(120項関係)、未制定あり(29項、71項、102項、115項関係)			
令和6年1月31日	II しいき値判断項目	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	本市では、個人情報保護条例及び伊豆の国市情報セキュリティポリシーにより、個人情報保護並びに情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。また、事務の一部を外部業者等に委託する際には、業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期すこととする。		事後	伊豆の国市個人情報保護条例の廃止(令和5年4月1日廃止)等に併い、特記事項を削除
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 24の項	事後	番号法の一部改正に伴う変更
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二 27の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 48の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項	事後	番号法の一部改正に伴う変更
令和7年3月31日	II しいき値判断項目	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		特定個人情報を受け渡す際には、事前に暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 マイナンバー入りの書類を郵送する際には、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなどダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加

令和7年3月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		システムへのアクセスが可能な職員は静脈認証とパスワードによって制限しており、アクセス権限のない者に不正に利用されるリスクをなくしている。 また、一定時間離席する際はシステムのログアウト徹底している。 これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加
令和8年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二 27の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二 27の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、112、113、114、115、116、117、120、121の項	事後	評価書の見直しの実施
令和8年3月1日	II しいき値判断項目	令和7年1月1日	令和8年1月1日	事後	評価書の見直しの実施